

令和6年12月26日招集

第9回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和6年度 第9回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月26日(木) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (24名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聡	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝
13. 北見 尚志	14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	16. 西村 幸子
17. 本間 一寿	18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦
21. 渡邊 実	22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣

4. 欠席委員 : (なし)

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について

議案第8号 佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について

(3) 協議・報告事項

(1) 農地部会協議報告事項について

① 農地法施行規則第29条の届出について

② 農地法第18条の規定による通知について

③ 認定農業者について

(2) 農政振興部会協議報告事項について

① 新規就農者訪問について

② 巡回農事相談会について

(3) 令和6年度農業者等との意見交換会開催概要報告書について

(4) JA推薦委員からの連絡事項等について

(5) 会務報告・会務予定について

(6) その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 木下 和重 次長 野々 雅博 係長 伊藤 雅之 係長 恵帳塚 実

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第9回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局 長	ありがとうございました。ただ今の出席委員は、委員定数24名中、24名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、第9回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	「異議なし」の声がございましたので、13番北見委員、14番佐々木雅文委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。12月19日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
佐々木農地部会長	12月分の農地部会を12月19日に開催し農地部会の所掌案件について予備審査を行いました。その結果、事務局より提出されました全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。 また、現地確認については、各地区の担当委員、推進員に調査依頼をいたしました。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」11件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法の適用を受けない事実確認願になります。議案書の2ページからになります。今月11件、田20筆13,917平米、畑17筆14,103平米、合計28,020平米になります。 案件番号1番、千種の方からの申請で、北鶴島の畑2筆204平米。森林の様相により山林で整理するものです。 案件番号2番以降、所有者、申請人、申請地番、面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上、11案件については、非農地の基準をみたと考えています。説明は以上です。
議 長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

	(意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 11 番までについて、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願」11 件を承認し証明書を発行することに決定いたします。 次に、「非農地判断」27 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	非農地判断について説明いたします。 この非農地判断は、利用状況調査の結果、3 名以上の委員により、森林の様相を呈するなど農地への再生利用が困難と確認された農地を非農地と判断し、事前の通知により確認済みの所有者に非農地通知書を送付するとともに、市税務課から市長名で地目変更登記の申請を法務局へ行うものです。議案書の 6 ページから 13 ページをご覧ください。今月は 27 案件ございます。 案件 1 番、平清水地内の畑 1 筆 350 平米について、再生利用が困難な農地の区分になっており航空写真図で確認した結果、森林化していることから非農地の条件を満たしていると思われるものになります。 案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、現地確認の方法等は、議案書に記載のとおりです。今月の案件は、一部については所有者の事前確認を受けたものではありませんが、27 件とも担当委員の事前確認を受けたうえで、現地に辿り着けないため航空写真図での確認としております。 非農地判断は、農業委員会が土地の現状から客観的に農地ではないと通知するもので、その判断に所有者の意向を反映させるものではありませんが、これまでの所有者への事前通知に代えて、この非農地通知書を送付することにより、所有者から農地として残したい意向があった地番は、所有者へ別途利用意向調査を行い、調査の結果、すぐに耕作に至らなくとも速やかに適切な管理が進められる場合には、地目変更登記の対象から除外し、農地としての利用を継続することになります。説明は以上です。
議 長	非農地判断について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件 1 番から 27 番について採決を行います。これらの案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 非農地判断について」原案

事務局	のとおり決定することにいたします。 次に、「農地法第3条の規定による許可申請」14件を上程します。事務局から説明をお願いします。 それでは議案書の14ページ、農地法第3条許可申請になります。今月14件、田39筆46,689平米、畑3筆1,323㎡、合計48,012平米になります。 案件番号1番、梅津の方から梅津の方に、梅津の田1筆2,036平米。現在耕作している農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで贈与になります。 なお、各案件の担当委員、現地確認日については議案書に記載のとおりです。 案件番号2番、千葉県松戸市の方から羽二生の方に、椎泊の田2筆2,701平米、畑2筆1,137平米、計3,838平米。親戚の農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで贈与になります。受け人の住所から申請地までは距離がありますが、申請地付近に農機具置き場を確保して耕作すると聞いております。 案件番号3番、相川大浦の方から相川大浦の方に、相川大浦の田2筆5,781平米。贈与になります。受け人の方は渡し人のお子さんに当たり、農地を引き継いで耕作したいということです。 案件番号4番、新潟市西区の方から沢根五十里の方に、沢根五十里の田9筆11,155平米。購入した家の近隣農地を取得し、農業生産に取り組み業務内容を拡大したいということで売買になります。 案件番号5番、新穂瓜生屋の方から新穂長畝の方に、新穂長畝の田5筆5,617平米。近隣の農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号6番、新穂北方の方から新穂長畝の農地所有適格法人に、新穂長畝の田2筆517平米。耕作している農地を譲り受け、経営の安定化を図りたいということで贈与になります。 案件番号7番、新潟県柏崎市の方と外1名から新穂長畝の案件番号6番と同じ農地所有適格法人へ、新穂長畝の田2筆3,792平米。贈与により経営の安定化を図るものです。 案件番号8番、茨城県ひたちなか市の方から新穂正明寺の方へ、新穂正明寺の田2筆1,962平米。家に隣接する農地で水稻及び野菜栽培を行いたいということで売買になります。 案件番号9番、目黒町の方から目黒町の方に、目黒町の田1筆896平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号10番、目黒町の方から目黒町の方に、渡し人は先ほどの9番の案件と同じ方になりますが、寺田と目黒町の田2筆5,059平米。耕作地に近い農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号11番、埼玉県所沢市の方から新穂青木の農地所有適格法人に、栗野江の田9筆6,731平米。耕作地の近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。今回は面積の拡大ということですが、この後、小作地で更新しないところがあるため、現在よりは面積が減るということで作業的にも楽になるように思われます。 案件番号12番、新潟県三条市の方から金丸の方に、金丸の田1筆404平米。宅地に隣接する農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号13番、羽茂本郷の方から小木町の方に、羽茂本郷の田、現況は畑となりますが1筆186平米。親戚の農地を購入し、自家用野菜栽培を行いたいというこ
-----	---

	とで売買になります。 案件番号 14 番、羽茂大橋の方から羽茂三瀬の方に、羽茂大橋の田 1 筆 38 平米。隣接する農地を取得し、作業効率を上げたいということで売買になります。以上、14 案件全て許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査を行った 7 番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件番号 1 番につきまして、12 月 24 日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。昨年まで耕作されており適正に管理されております。従いまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 1 番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件番号 2 番につきまして、12 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されておりましたので農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしく願いします。
議 長	次に、案件 3 番について現地調査を行った 5 番西村委員から報告をお願いします。
5 西村 幸子	12 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査をしてまいりました。山の中にあったんですけども、耕作しやすいように感じました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしく願いします。
議 長	次に、案件 4 番について現地調査を行った 9 番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件 4 番であります。現地確認を農業委員、推進委員、事務局で 6 月 26 日に行いました。現状きちんと管理されておりますので農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしく願いします。
議 長	次に、案件 5 番から 8 番までについて現地調査を行った 18 番金切委員から報告をお願いします。
1 8 金切 秀明	案件 5 番から 7 番につきましては、12 月 20 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。案件番号 8 番については、10 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。それぞれ、適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。どうぞよろしくお願いします。
議 長	次に、案件 9 番から 11 番までについて現地調査を行った 6 番細野委員から報告をお願いします。

6 細野 真二	案件番号 9 番につきましては 11 月 26 日に、案件番号 10 番、11 番につきましては、12 月 23 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。現地は適正に管理しておりました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていましたので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に、案件番号 12 番について現地調査を行った 23 番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
2 3 佐々木 隆正	案件番号 12 番について、12 月 10 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。現地は適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていましたので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に、案件 13 番、14 番について現地調査を行った 8 番本間隆委員から報告をお願いします。
8 本間 隆	案件番号 13 番につきましては 4 月 23 日、14 番につきましては 12 月 23 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。13 番の農地でございますが、消防署のすぐ脇というところにありまして、そんなに広くない土地ですがきちんと管理されておりました。それから 14 番につきましては、小さな面積なんです、自分の土地だと思って耕作していたが、どうも違うということが今回わかったものです。申請地は適正に管理されております。つきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件 1 番について採決を行います。2 番渡邊秀一委員の退席をお願いします。 (委員 退席)
議 長	それでは、案件 1 番について、原案のとおり許可することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」案件 1 番を許可することに決定いたします。 (委員 着席)
議 長	次に、案件 2 番から 14 番までについて、一括して採決を行います。これらの案

一 同	件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
議 長	異議なし。 「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」案件 2 番から 14 番を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請です。18 ページをご覧ください。今月の申請は 1 件、畑 602 平米です。 群馬県の方からの申請です。申請地は窪田の畑 602 平米です。変更目的は住宅と庭です。申請理由は、当該地を住宅と庭として利用したいというものです。 申請地の場所は 19 ページの地図をご覧ください。国道 350 号線の至誠堂前バス停より東へ 180 メートルに位置しており、用途地域内の第 1 種住居地域に指定されており、第 3 種農地に該当します。周囲の農地とは樹木で隔てられており、排水は下水道へ排水することから周囲への影響もなく、一般基準の問題もないと考えます。以上のことから許可相当と判断しました。なお、本案件は追認転用となります。
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査を行った私から報告します。10 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。現地については既に住宅が建っている状態でした。事務局説明のとおり許可基準を満たしており、止むを得ないものでございます。よろしくお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。この案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 5 条の規定による許可申請」2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請です。20 ページをご覧ください。5 条申請 2 件、畑 2 筆 549 平米です。 案件番号 1 番です。譲受人が稲鯨の会社、譲渡人が新潟市の方です。申請地は泉の畑 138 平米、所有権の移転売買です。変更目的は駐車場の新設です。申請理由は隣接住宅に駐車場がないことから、その住宅の駐車場として整備するものです。申請地の場所は 21 ページの地図をご覧ください。一般県道市野沢・中興線の泉バス停から東へ 120 メートルの場所に位置しています。申請地周辺は農業公共投資の

	対象となっていない小集団の農地であり第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水は発生しないことから周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。 次に、案件番号2番です。譲受人が目黒町の方、譲渡人が新潟市の方です。申請地は目黒町の畑411平米。所有権の移転売買です。変更目的は資材置場の整備です。申請理由は現在の資材置場が手狭になったことから、当該地を丸太の資材置場として整備したいというものです。申請地の場所は22ページの地図をご覧ください。一般県道多田・皆川・金井線が目黒町南バス停から北へ380メートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水は発生しないため、周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは、案件番号1番について、現地調査を行った5番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件番号1番について、11月25日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。申請地は事務局説明のとおりになっており、駐車場として利用するのは止むを得ないものと思います。転用許可基準を満たしていますので、審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件番号2番について、現地調査を行った6番細野真二委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件番号2番につきまして11月26日、農業委員、推進委員、事務局で現地確認しました。事務局の説明のとおり申請地は許可基準を満たしております。資材置き場として利用するものでやむを得ないものと思います。ご審議よろしく願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。この案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請」2件を許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」204件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。今月は 204 案件です。 案件 1 番、潟端、旭、大和、吉井本郷、水渡田、新穂潟上地内の田と畑計 44 筆について、旭の方から旭の方へ、令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで 5 年間再設定により親子間で使用貸借するものです。 借り手、貸し手及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 なお、議事参与案件は案件 1 番から 11 番の 11 件となっています。 以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件 1 番について採決を行います。7 番山田隆生委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長	それでは、案件 1 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 1 番を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席）
議 長	次に、案件 2 番から 8 番までについて採決を行います。2 番渡邊秀一委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長	それでは、案件 2 番から 8 番までの 7 件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 2 番から 8 番までの 7 件を原案のとおり決定することにいたします。

議 長	(委員 着席) 次に、案件 9 番から 10 番までについて採決を行います。私の案件となりますので、ここで議長を佐々木会長職務代理者に引き継ぎ退席いたします。
議 長	(委員 退席) それでは、案件 9 番から 10 番までの 2 件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 9 番から 10 番までの 2 件を原案のとおり決定することにいたします。
議 長	(委員 着席) ここで議長を佐々木会長職務代理者から引き継ぎます。 次に、案件 11 番について採決を行います。案件 11 番の耕作者となる農事組合法人は、4 番民部猛委員並びに 8 番本間隆委員の 2 名が理事に就任されております。4 番民部猛委員並びに 8 番本間隆委員の退席をお願いします。
議 長	(委員 退席) それでは、案件 11 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 11 番を原案のとおり決定することにいたします。
議 長	(委員 着席) 次に、議事参与案件であった案件 1 番から 11 番までの 11 件を除いた案件 12 番から 204 番までについて一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 12 番から 204 番、193 案件を原案のとおり決定することにいたします。 次に、「農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について」30 件を上程

事務局	します。事務局から説明をお願いします。 農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について説明いたします。農地中間管理事業の農地中間管理機構から耕作者への契約に関する案件です。 議案書は、23 ページから 34 ページまでで、30 件ございます。 23 ページに意見の照会文書、24 ページに意見書のひな型、25 ページから計画案となります。今月は 30 件とも耕作者を変更する利用権移転です。 案件番号 1 番、中興の法人から金井新保の方へ、耕作者を移転するもので、千種及び中興地内の田 2 筆 9,880 平米を農地中間管理機構から残りの 1 年間借り受けるものです。 案件番号 2 番以降の耕作者、借受地番、対価、期間等については、議案書に記載のとおりです。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定に基づき農地中間管理機構が定めるものとされており、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき市町村から依頼があるごとに、農業委員会はこの促進計画案について市町村に意見を提出することになります。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ないようですので「議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案」を承認とし、意見書を市長に提出いたします。 次に、「佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	それでは、佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ないようですので「議案第 8 号 佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」を承認とし、意見書を市長に提出いたします。 それでは、日程第 3 「協議・報告事項」に入らせていただきます。(1) 農地部会協議報告事項として、はじめに、「農地法施行規則第 29 条の届出」1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは議案書 35 ページをご覧ください。農業用施設に係る届出となります。今月 1 件ございます。吉岡の方からの届出です。場所は吉岡の畑 1,088 平米の内、4.8 平米。農機具格納庫の建築です。工事期間は令和 7 年 1 月 31 日までとなっています。現地確認日及び確認委員は議案書記載のとおりです。受理させていただきます。説明は以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 36 ページから 77 ページで 68 件ございます。 今月は、受け手が不在となる利用調整案件が 17 件ありますが、所有者より依頼を受け資料のできたものから順に皆様に依頼しますので、受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	認定農業者の状況について報告します。78 ページをご覧ください。今月は 12 月 26 日審査分で計 7 件ございます。うち新規が 5 件、再認定が 2 件です。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(2) 農政振興部会協議報告事項として、「新規就農者訪問」について事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「巡回農事相談会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	次に、(3)「令和 6 年度農業者等との意見交換会開催概要報告書」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)

議 長	以上で、「令和6年度農業者等との意見交換会開催概要報告書」についての報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、ご質問ご意見のある方はお願いします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(4)「J A推薦委員からの連絡事項」に入らせていただきます。J A推薦委員からお願いします。
J A推薦委員	(J A推薦委員報告)
議 長	ありがとうございました。連絡事項について、ご質問、ご意見がある方はお願いします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で、J A推薦委員からの連絡事項は終わりました。次に、(5)「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・会務予定につきまして、ご質問ご意見のある方はお願いします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。ありがとうございました。
局 長	大変ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。
佐々木隆正会長 職務代理者	(閉会挨拶)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 金田 勝廣

署名委員 1 3 番 北見 尚志

署名委員 1 4 番 佐々木 雅文